

改正案

現

行

（保安物件との離隔距離）

第四条 省令第六条第二項に規定する距離は、第一種保安物件に  
対しては次の表における当該ガス工作物の処理能力又は貯蔵能  
力に対応するL<sub>1</sub>によって表される値以上、第二種保安物件に対  
しては当該ガス工作物の処理能力又は貯蔵能力に対応するL<sub>4</sub>に  
よって表される値以上とする。ただし、次の各号に掲げるもの  
は、それぞれ当該各号に定める距離とする。

（保安物件との離隔距離）

第四条 省令第六条第二項に規定する距離は、第一種保安物件に  
対しては次の表における当該ガス工作物の処理能力又は貯蔵能  
力に対応するL<sub>1</sub>によって表される値以上、第二種保安物件に対  
しては当該ガス工作物の処理能力又は貯蔵能力に対応するL<sub>4</sub>に  
よって表される値以上とする。ただし、第一号から第三号まで  
に掲げるもの（液化石油ガスを通ずるガス工作物（低圧地下式  
貯槽以外の低温貯槽を除く。）に限る。）及び第五号に掲げる  
ものであって、当該ガス工作物の外面から次の表のL<sub>1</sub>によって  
表される距離内にある第一種保安物件又はL<sub>4</sub>によって表される  
距離内にある第二種保安物件に対し、厚さ十二センチメートル  
以上、高さ一・八メートル以上の鉄筋コンクリート造り若しく  
はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けているもの  
又は第四号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定める距離と  
する。

一 特定ガス発生設備に係る容器であつて、高圧ガス保安法（  
昭和二十六年法律第二百四号）第四十一条に規定する容器に  
該当する容器（貯蔵能力が千未満のものに限る。） 第一種  
保安物件及び第二種保安物件に対して、それぞれ零メートル  
以上。

二 特定ガス発生設備に係る容器であつて、液化石油ガスの保

二 地盤面からその頂部までの埋設の深さが〇・六メートル以

安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号。以下この条において「液化石油ガス法施行規則」という。）第一条第二項第二号に規定するバルク貯槽（以下この条において単に「バルク貯槽」という。）に該当する容器（貯蔵能力が千未満のものに限る。） 第一種保安物件に対しては一・五メートル以上、第二種保安物件に対しては一メートル以上。

三 特定ガス発生設備に係る容器であつて、バルク貯槽に該当する容器（貯蔵能力が千以上三千未満のものに限る。） 第一種保安物件及び第二種保安物件に対して、それぞれ七メートル以上。

四 特定ガス発生設備に係る容器であつて、地盤面からその頂部までの埋設の深さが〇・三メートル以上に埋設しているバルク貯槽又は液化石油ガス法施行規則第一条第二項第一号に規定する貯槽に該当する容器 第一種保安物件に対しては次の表における当該容器の貯蔵能力に対応する $L_2$ によつて表される値以上、第二種保安物件に対しては当該容器の貯蔵能力に対応する $L_5$ によつて表される値以上。ただし、貯蔵能力が三千未満の容器にあつては、それぞれ零メートル以上。

(表略)  
(削る)

上に埋設している液化ガス用貯槽 第一種保安物件に対しては次の表における当該液化ガス用貯槽の貯蔵能力に対応する $L_3$ によつて表される値以上、第二種保安物件に対しては当該液化ガス用貯槽の貯蔵能力に対応する $L_6$ によつて表される値以上。

三 特定ガス発生設備に係る容器であつて、高压ガス保安法第四十一条に規定する容器又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第一条第二項第二号に規定するバルク貯槽に該当する容器 第一種保安物件に対しては $L_2$ によつて表される値以上、第二種保安物件に対しては $L_5$ によつて表される値以上。ただし、貯蔵能力が三千未満の容器にあつては、それぞれ零メートル以上。

四 特定ガス発生設備に係る容器であつて、地盤面からその頂部までの埋設の深さが〇・三メートル以上に埋設している液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第一条第二項第二号に規定するバルク貯槽に該当する容器 第一種保安物件に対しては $L_2$ によつて表される値以上、第二種保安物件に対しては $L_5$ によつて表される値以上。ただし、貯蔵能力が三千未満の容器にあつては、それぞれ零メートル以上。

(表略)  
(削る)

五 移動式ガス発生設備に係る容器 第一種保安物件に対しては $L_2$ によつて表される値以上、第二種保安物件に対しては $L_5$ によつて表される値以上。ただし、貯蔵能力が三千未満の容器にあつては、それぞれ零メートル以上。

第一号から第四号までに掲げるガス工作物（液化石油ガスを通ずるもの（低圧地下式貯槽以外の低温貯槽を除く。）に限る。）及び第五号に掲げるガス工作物であつて、これらのガス工作物の外面から前項の表における当該ガス工作物の処理能力又は貯蔵能力に対応する $L_1$ によって表される距離内にある第一種保安物件又は当該ガス工作物の処理能力又は貯蔵能力に対応する $L_4$ によって表される距離内にある第二種保安物件に対し、厚さ十二センチメートル以上、高さ一・八メートル以上の鉄筋コンクリート造り若しくはこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けているものは、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める距離とする。

一 地盤面下に埋設しているガス工作物（液化ガス用貯槽を除く。）又は水噴霧装置若しくはこれと同等以上の防火上有効な設備を設けているガス工作物（これらのガス工作物のうち、第三号又は第四号に掲げるものを除く。） 第一種保安物件に対しては前項の表における当該ガス工作物の処理能力又は貯蔵能力に対応する $L_2$ によって表される値以上、第二種保安物件に対しては当該ガス工作物の処理能力又は貯蔵能力に対応する $L_5$ によって表される値以上。

二 地盤面からその頂部までの埋設の深さが〇・六メートル以上埋設している液化ガス用貯槽 第一種保安物件に対しては前項の表における当該液化ガス用貯槽の貯蔵能力に対応する $L_3$ によって表される値以上、第二種保安物件に対しては当該液化ガス用貯槽の貯蔵能力に対応する $L_6$ によって表される値以上。

三 特定ガス発生設備に係る容器であつて、高圧ガス保安法第四十一条に規定する容器又はバルク貯槽に該当する容器 第一種保安物件に対しては $L_2$ によって表される値以上、第二種

保安物件に対しては $L_5$ によって表される値以上。ただし、貯蔵能力が三千未満の容器にあつては、それぞれ零メートル以上。

四 特定ガス発生設備に係る容器であつて、液化石油ガス法施行規則第一条第二項第一号に規定する貯槽に該当する容器第一種保安物件に対しては $L_2$ によって表される値以上、第二種保安物件に対しては $L_5$ によって表される値以上。ただし、貯蔵能力が三千未満の容器にあつては、それぞれ零メートル以上。

五 移動式ガス発生設備に係る容器 第一種保安物件に対しては $L_2$ によって表される値以上、第二種保安物件に対しては $L_5$ によって表される値以上。ただし、貯蔵能力が三千未満の容器にあつては、それぞれ零メートル以上。

3 第一項及び前項における処理能力は、ガスホルダー、貯槽以外のガス工作物の一日に処理することのできるガスの標準状態に換算した容積とし、貯蔵能力は、ガスホルダー、液化ガス用貯槽、特定ガス発生設備に係る容器及び移動式ガス発生設備に係る容器について算出した値とする。ただし、特定ガス発生設備に係る容器の容積は、当該特定ガス発生設備に係る令第一条に規定する容器の総容積とする。

4 第二項及び次条における低圧地下式貯槽は、最高使用圧力が低圧の液化ガス用貯槽であつて、当該液化ガス用貯槽内の液化ガスの最高液面が盛土の天端面以下にあり、かつ、埋設されている部分が周囲の地盤に接しているものをいう。

5 第二項における低温貯槽は、圧力が零パスカルにおける沸点が零度以下の液化ガスを零度以下又は当該液化ガスの気相部における通常の使用状態での圧力が〇・一メガパスカル以下の液体の状態で貯蔵するための液化ガス用貯槽をいう。

2 前項における処理能力はガスホルダー、貯槽以外のガス工作物の一日に処理することのできるガスの標準状態に換算した容積とし、貯蔵能力はガスホルダー、液化ガス用貯槽、特定ガス発生設備に係る容器及び移動式ガス発生設備に係る容器について算出した値とする。ただし、特定ガス発生設備に係る容器の第六条第二項に定める $V_1$ 及び $V_2$ は、当該特定ガス発生設備に係る令第一条に規定する容器の総容積とする。

3 第一項及び次条において、低圧地下式貯槽とは、最高使用圧力が低圧の液化ガス用貯槽であつて、当該液化ガス用貯槽内の液化ガスの最高液面が盛土の天端面以下にあり、かつ、埋設されている部分が周囲の地盤に接しているものをいう。

4 第一項において、低温貯槽とは、圧力が零パスカルにおける沸点が零度以下の液化ガスを零度以下又は当該液化ガスの気相部における通常の使用状態での圧力が〇・一メガパスカル以下の液体の状態で貯蔵するための液化ガス用貯槽をいう。

